

令和 5 年 10 月 6 日
島根行政監視行政相談センター

令和 4 年度行政相談実績の公表

総務省島根行政監視行政相談センターは、島根県内における令和 4 年度の行政相談実績をとりまとめました。

- 1 令和 4 年度に受け付けた行政相談件数は 1,824 件
- 2 うち、「国の行政機関等に関する相談」は 600 件 (32.9%)
- 3 「国の行政機関等に関する相談」の主な分野は「国民の権利擁護（登記等）」142 件(23.7%)、「消費者保護」54 件 (9.0%)

◆ 総務省の行政相談とは？

国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政などへ苦情や意見・要望を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

全国に約 5,000 人、島根県内に 67 人が委嘱されています（令和 5 年 10 月 1 日現在）。

行政相談委員は、①国民に身近な場所（市役所や公民館など）での相談所の開設、②地域の方々との行政相談懇談会の開催、③小中学校等での行政相談に関する授業（出前教室）などで相談を受け付けているほか、イベント会場等での広報活動も行っていきます。

まぐみみ島根

総務省行政相談センター
行政相談マスコット
キーン

【本件照会先】

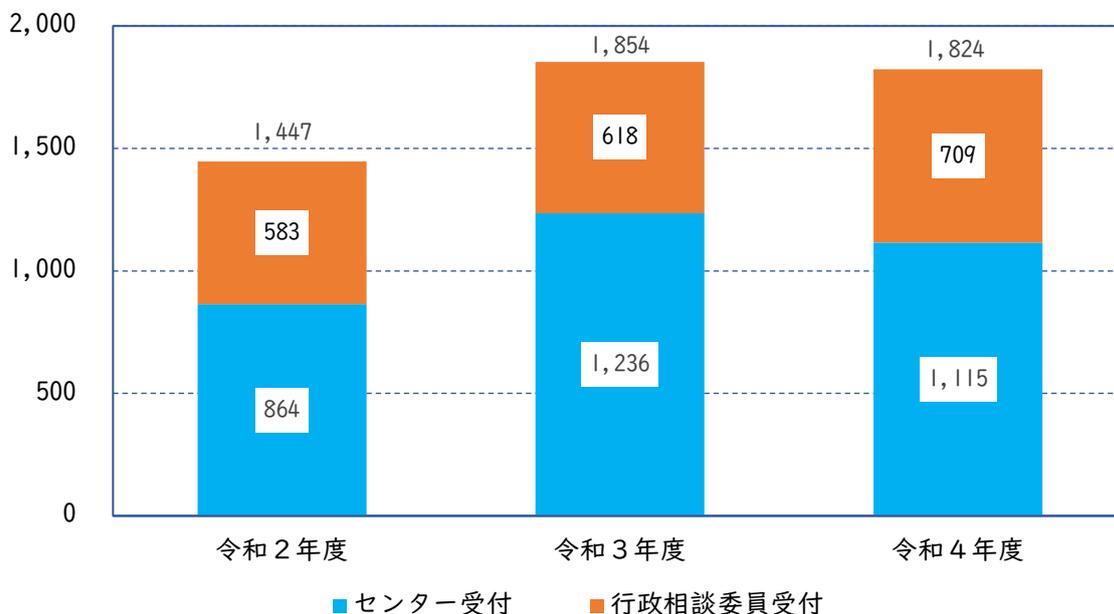
島根行政監視行政相談センター
担 当：主任行政相談官 黒川
T E L：0852-21-3680
F A X：0852-21-2444

1 行政相談受付件数（令和2年度～4年度）

令和4年度に受け付けた行政相談件数は1,824件です。

この件数は前年度（1,854件）から若干減少していますが、うち、行政相談委員が受け付けた相談件数は709件となっており、令和3年度の件数（618件）から91件増加しています。

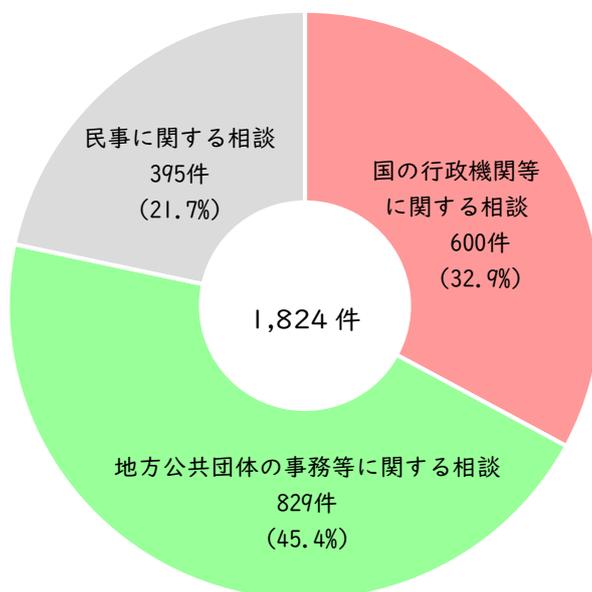
行政相談受付件数（令和2年度～4年度）



2 事案分類別受付件数（令和4年度）

令和4年度に受け付けた行政相談件数（1,824件）を事案の内容別にみると、国の行政機関等に関する相談は600件（32.9%）、地方公共団体の事務等に関する相談は829件（45.4%）、民事に関する相談は395件（21.7%）となっています。

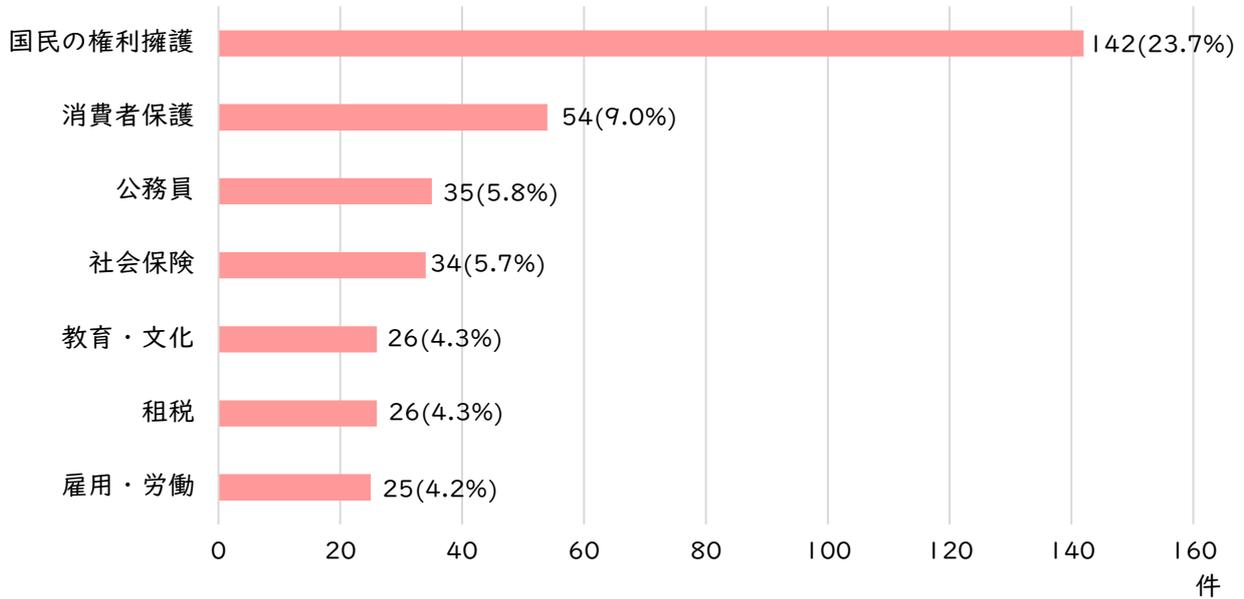
事案分類別受付件数（令和4年度）



3 行政分野別受付件数（国の行政機関等に関する相談、令和4年度）

国の行政機関等に関する相談 600 件を行政分野別にみると、国民の権利擁護（登記、人権擁護、戸籍、住民基本台帳等）、消費者保護（公正取引、消費者取引等）に関するものが多くなっています。

行政分野別受付件数（令和4年度、上位7分野）



行政相談の主な改善事例（令和4年度）

事例Ⅰ 史跡案内板を修繕してほしい

【相談要旨】

町内の史跡案内板の文字が消えかかっており、説明文が読めないので、修繕してほしい。

【対応結果】

行政相談委員が町に連絡したところ、案内板が修繕され説明文が読めるようになりました。



改善前



改善後

事例 2

接種券番号が分からなければ、ワクチンの接種予約ができないと言われ、困っている。

【相談要旨】

私は今、船員として船に乗っていて、新型コロナウイルスワクチンの接種券を手元に持っていない。予約の電話をしたが、ワクチン予約のコールセンターから「接種券に記載された接種券番号が分からないため、予約はできない」と言われ困っている。

【対応結果】

当センターから市の担当課に相談内容を連絡し、検討を依頼したところ、市は、相談者が船員でありワクチンの接種券番号を確認することが困難な事情を踏まえ、電話口で本人確認を行ったうえで、接種券番号を伝えるとともに、接種予約を受け付けることとなりました。

事例 3

農地法の要件を緩和して、農地を購入させてほしい。

【相談要旨】

隣地所有者から、「農地を相続したが、私は都会に出ており農地を管理できないので購入してほしい。」と言われ、購入を承諾した。

しかし、農業委員会が、農地の一部を農業法人に貸し出していることをもって、「農地法第 3 条では、農地の購入を希望する者は、既に持っている農地と新たに取得する農地の両方を耕作しなければならない。」と言い、購入の許可を出してくれず困っている。

【対応結果】

当センターが中国四国農政局に聴取したところ、このようなケースも農地の購入を認めて差し支えないとしていることが判明しました。

農業委員会に対し、中国四国農政局への聴取結果を示したところ、運用が見直され、既に所有している農地を他の人に耕作させている場合でも、その農地が荒れていなければ、新たに農地を取得することが可能となりました。

行政相談はこちらで受け付けています

- 電話による受付 (おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおばん)
行政苦情 110 番 (全国共通ナビダイヤル) **0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0**
島根行政監視行政相談センター直通 0852-24-1100
- 来所・郵便による受付
〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 2 階
島根行政監視行政相談センター
- 行政相談委員への相談
行政相談委員が開設する定例相談所を当センターHP からご確認ください。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/shimane.html>